

民生課からのお知らせ

間が長くなります て、さかのぼって申請できる 国民年金保険料の免除等につ

れる制度があります。 付が「免除」または 本人の申請により保険料の納 とが経済的に困難な場合、 国民年金保険料を納めるこ さ

- 保険料免除制度
- 若年者納付猶予制度
- ことができるようになります。 分までさかのぼって申請する 降の月が対象となっています (学生納付特例制度は4月) 学生納付特例制度 平成26年4月より過去2年 は、申請前直近の7月 国民年金保険料の免除

いる場合、

年額10万円2千円

連絡先

す。

の交通遺児年金が支給されま

問い合わせ を行い決定されます。)

民生課住民年金係

港年金事務所 **3**03 (5401) 3211 民生課住民年金係

借金の返済でお悩みの方へ

関東財務局東京財務事務所

無料の多重債務相談窓

|ちょこっと共済加入について

の制度です。 見舞金を受けられる助け合い し合い、交通事故にあった時 都39市町村の住民が会費を出 「ちょこっと共済」 選べる2コース は、東京

員が交通災害で死亡したとき の会費で最高30万円の見舞金 ○Aコース…年額1000 会費で最高50万円の見舞金 ○Bコース…年額500円の さらにどのコースでも、 中学生以下のお子さんが

ます。 トは、 と同時に各家庭に配布してい 加入申込書付きパンフレッ 今月号の広報にいじま

現行と同様に、

申込窓口 民生課住民年金係 または各支所

詳細・ 問い合わせ

-請書の

ちょこっと共済ホームページ http://www.ctv-tokyo.or.jp/

提出をお願いします。 必要に応じて複数に申

所得による審査

で)の12月間となりますので、 特例制度は4月から翌3月ま 月から翌6月まで(学生納付 の申請書で申請できるのは7

(5) 0 2 4 3 では、 口を開設しています。専門の

行っています。 法律の専門家に引き継ぎを 相談員が電話または面接によ る相談に応じ、

Н ので、講師派遣等のご要望 かかる説明も行っております まずはお電話ください。 料)がありましたら、 各種会合等において、 ください。

受付時間

平日 午前9時~正午、 午後1時~5時

80 3 関東財務局東京財務事務所 (5842) 7475

税政係からのお知らせ

平成26年度住民税 の申告について

申告期限は、 を有する方はすべて、原則と して住民税の申告が必要です。 ただし、 月1日現在、村内に住所 次に該当する方 毎年3月15日で

☎(5) 0 2 4 3 内線111 になっています

①すでに所得税の確定申告を

④親族の被扶養者として、 ③前年中の所得 に係る所得のみ が 公的 年 -金等 確

必要に応じて

人の秘密は厳守します。 本件に なお、 務先での年末調整含む

お電話 無 せん。住民税の申告は、 などの資料となります。

▼ご注意ください

ります。 住民税額が高くなることがあ 除額を正しく申告しないと、 会保険料や扶養などの所得控 は必要な場合があります。 告は不要ですが、住民税申告 次に該当する方は、 確定申

申告しなくても良いこと ①公的年金等の収入が40万円 以下で、その公的年金等に係

②前年中の所得が給与所得の 与支払報告書」を提出してい みで、給与支払者が村に「給

定申告書に記載されている

みの方も、毎年住民税の申告 障害年金などの非課税所得の が無く、控除対象配偶者・扶 などの税証明書が交付できま 養親族にもなっていない方や、 定や、国民年金保険料の免除 保険税・介護保険料などの算 無申告の場合、非課税証 健 収入 明

> の方は、 い限り、 まいます。 者は自分で気付いて申告しな ていない場合、その給与受給 べき所得税が無い、 ②所得金額が少なく、 る雑所得以外の所得が20万円 ありますので 与支払報告書」 払報告書」を市町村に提出し また給与支払者が「給与支 無申告者となってし 従業者全員分の「給 法人・個人事業主 の提出義務が ご協力をお願 納 める

▼住民税申告に必要な書類

いいたします。

告の際は、 などは、ご相談ください。 票の交付が受けられない場合 す。給与支払者から源泉徴収 額が確認できる書類が必要で 領収書など、収入金額や控除 や生命保険料の控除証明書・ 告と同様です。 する書類は、 支所にあります。 申告書の用紙は税政係と名 源泉徴収票・社会保険料 印鑑をご持参くだ 所得税の確定申 収入のある方 添付・

【申告の受付・ 問い合わせ先】

企画財政課税政係

☎50240内線113

中や他人の土地に不法に捨

てる人が後を絶ちません。

していますが、ごみを山の以前から何度もお知らせ

▶今回不法投棄されていた 廃棄物(2月12日発見

(5)

0243



非常識な行動をとっている が発見されました。 自分たちの住む島を汚す ます!分別を守り

法投棄されたテレビとイス駐車場」の茂みの中で、不今回は「羽伏浦公園南側

たテレ 法律に 係へお問い合わせください 出し方の分からないゴミに る方々が迷惑をしています。 ※なお、 の罰金」が科せられます。 法律により「5年以下の ついては、 ンテナで管理します。 ・不法投棄の罰則 不法投棄は重大な犯罪で 合わせ 不法投棄をした者には、 見つかるまで保管用コ または「1千万円以 ビについては、 今回不法投棄され 役場民生課民生 民生課民生係 (直通 持ち 懲 下



につながります。

を損ねるばかりか環境破壊

このような行為は、景観

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方へ

70 歳の誕生月の翌月から

医療費の窓口負担が2割になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていま した。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割と なる時期 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から (例) 平成 26年4月2日~5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、 5月の診療から2割負担になります。

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎える方へ

平成 26 年 4 月以降も医療費の

1割のまま変わりません

(※平成 26 年 3 月 2 日~ 4 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、3 割から 1 割になります)

平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

【詳細・問い合わせ】民生課保険係☎(5)0243内線109・110